

(公 印 省 略)
介高第924-123号
令和2年12月18日

一般財団法人群馬県老人クラブ連合会理事長
公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団理事長
群馬県国民健康保険団体連合会理事長
群馬県老人福祉施設協議会長
公益社団法人群馬県老人保健施設協会理事長
群馬県地域密着型サービス連絡協議会長
群馬県在宅福祉サービス事業者協会会長
一般社団法人群馬県介護支援専門員協会会長
群馬県訪問看護ステーション連絡協議会長
一般社団法人群馬県介護福祉士会会長
群馬県ホームヘルパー協議会長
全国介護事業者連盟群馬県支部長

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部介護高齢課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度
及び要請について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年12月17日(木)に開催しました、第31回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく県内の警戒度を「3」から「4」へ引き上げ、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請(12月19日(土)以降)」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(12月12日(土)以降)要請からの変更点

○警戒度「4」

○生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛を要請(12/19～1/8)

○営業時間短縮要請の市町村の追加

・第1弾:桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市(12/15～12/28)

・第2弾:大泉町、邑楽町(12/22～12/28)

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(12月19日(土)以降)を御確認ください。

担 当：福祉施設係

保健・居住施設係

居宅サービス係

企画・介護保険係

人材確保対策室人材確保係

T E L：027-226-2561

F A X：027-223-6725

e-mail：kaigokou@pref.gunma.lg.jp